

日本大学大学院医学研究科学位申請手引 (課程による者／甲種)

令和4年度以降 入学者対応



【令和 4 年度 4 月 1 日版からの変更点】

■ 4 学位論文予備審査申請書類

4－2 予備審査申請書類 作成要領

4 主論文

- ④ 学位申請された主論文の第一著者が **equally contributed** の場合、もう一人の著者が学位論文にしないことなどを条件に認めることとする 追加

【令和 3 年度 6 月 1 日版からの変更点】

■ 総括論文 (Thesis) で学位申請する方式を削除

■ 4 学位論文予備審査申請書類

4－1 予備審査申請 提出書類一覧

6 主論文の研究に係る参考論文 (変更前) 必須

(変更後) 提出を希望する者のみ

※短縮終了の場合, 必須

7 主論文が学術雑誌に掲載された年の JCR IF を示すもの (変更前) 必須

(変更後) IF が付いている論文の場合

※短縮終了の場合, 必須

■ 5 学位申請書類 (予備審査合格後提出物)

5－1 学位申請 提出書類一覧

4 主論文の研究に係る参考論文 (変更前) 必須

(変更後) 提出を希望する者のみ

※短縮終了の場合, 必須

■ 8 関連法規

8－1 日本大学学位規程 (令和 4 年 3 月 11 日改正)

8－2 日本大学大学院医学研究科学位論文審査に関する内規 (令和 4 年 3 月 22 日改正)

8－3 学位請求論文に関する要項 (令和 4 年 3 月 22 日改正)

8－6 日本大学医学研究科学学生に関する要項 (令和 4 年 6 月 8 日改正)

日本大学大学院医学研究科学位申請手引

(大学院(令和4年度以降入学者)／課程による者／甲種)

研究者倫理と法令遵守について

1 申請資格

2 提出及び問い合わせ先

3 学位申請手続きの流れ

4 学位論文予備審査申請書類

4-1 予備審査申請 提出書類一覧

4-2 予備審査申請書類 作成要領

5 学位申請書類(予備審査合格後提出物)

5-1 学位申請 提出書類一覧

5-2 学位申請書類 作成要領

6 論文審査手数料

7 博士学位論文の公表に係る留意事項

7-1 博士学位論文の公表に係る確認事項について

7-2 博士学位論文の PDF/A へのコンバート方法の一例

8 関連規程等

8-1 日本大学学位規程

8-2 日本大学大学院医学研究科学位論文審査に関する内規

8-3 学位請求論文に関する要項

8-4 部外論文の取扱いに関する要項

8-5 外国人留学研究員の学位申請取扱いに関する要項

8-6 日本大学医学研究科学生に関する要項

8-7 日本大学大学院医学研究科学位審査基準

研究者倫理と法令遵守について

現在、「研究不正」に関する社会的関心度は高まっており、学位論文も例外ではありません。最近では、多くの学術論文や学位論文等をインターネット上で閲覧することが可能となっています。

したがって、論文に対する疑惑の目が向けられると、ロコミより先にインターネットやSNS等のツールを媒介して、瞬時に拡散してしまいます。ついては、学位論文作成に当たり、研究者倫理を認識の上、責任ある研究行為に努めてください。大学院生であっても、研究者としての行動規範と研究者倫理が強く求められている時代ですので、そのことを十分認識してください。

1 研究者倫理（責任ある研究行為）について

文部科学省のガイドラインに基づき、日本大学において基幹となる研究倫理・ガイドラインは、大学ホームページに掲載されています。下記ホームページに記載された内容及び文部科学省における「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」は、必ず確認してください。

【日本大学における研究倫理・ガイドライン等】

・ http://www.nihon-u.ac.jp/research/about/ethic_and_guideline/

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| ①日本大学研究倫理ガイドライン | ⑤日本大学における研究費不正使用防止計画 |
| ②日本大学における研究費等運営・管理内規 | ⑥日本大学研究不正行為防止宣言 |
| ③日本大学における公正な研究活動の推進に関する内規 | ⑦研究費不正使用防止ハンドブック |
| ④日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規 | |

【遵守すべき文科省ガイドライン】

① 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン＜H26.8.26 文部科学大臣決定＞

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/__icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

②研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）＜H26.2.18 改正＞

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/__icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf

2 研究倫理教育について

文部科学省による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」では、各研究機関において研究倫理教育の実施が義務付けられています。日本大学では、研究倫理教育として、APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）を採用しています。所定のコースを受講して、修了証を提出する必要があります。

3 研究不正行為について

日本大学では、「日本大学研究倫理ガイドライン」に基づき、「日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規」において、研究不正行為を以下のように定義しています。

- ねつ造**…存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 改ざん**…研究資料等を変更する操作を行い、研究結果等を加工すること。
- 盗 用**…他の研究者のアイディア、データ及び論文等を無断で流用すること。
- 研究費不正使用**…研究目的以外の使用、他の研究等への流用等研究費を不正に使用すること。

上記以外にも、不適切な行為として、**二重投稿**、**不適切なオーサーシップ**等があります。さらに、研究結果によって得られた結果を真正でないものに加工することは「改ざん」に該当し、他の研究者による分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することは「盗用」に該当します。すなわち、論文作成においては、本文中での文献等の適切な引用方法等についても、正しい知識と注意力が必要となります。

4 データの取扱い・保存・管理について

不適切な管理によるデータ紛失や故意によるデータ破棄は、責任ある研究行為とはいえません。このことは、文科省ガイドラインでも示されており、日本大学では関係内規に基づいて「日本大学における研究データ及び研究成果の取扱いに関する要項」を策定しています。

文科省ガイドラインでは、データを適切に管理・開示することは、万が一不正行為の疑いを受けた場合の自己防衛に資するだけでなく、研究成果を広く科学コミュニティの間で共有する上でも有益であることが示されています。

ここでいうデータには、「実験ノート」も含まれますので、適切に実験ノートを作成・記録し保管しておく必要があります。

5 研究活動のための各種手続

研究活動及び各実験を開始するには、関連する法律・指針・ガイドライン等に基づく対応と諸手続が求められます。該当する研究内容・実験等に応じて、承認を得る委員会や様式が異なります。ついては、該当するものを確認して、指導教員（主科目・副科目）と相談の上、早めの手続を心がけてください。研究内容によっては、大学本部の委員会まで承認が必要なケース、複数の委員会で承認が必要なケースがあり、申請から開始まで3か月を要することもあります。

また、委員会での承認以外にも、研究活動に伴う必要な事前手続があります。最初に、指導教員（主科目・副科目）と相談してから各実験や作業を開始してください。

① 生命倫理に関する各種委員会

（1）医学部倫理委員会、（2）板橋病院臨床研究倫理審査委員会、（3）日本大学病院倫理委員会、（4）バイオリスク管理・運営委員会、（5）動物実験委員会＜医学部及び本部＞、（6）遺伝子組換え実験安全委員会＜医学部及び本部＞ など

② その他の代表的な手続

（1）麻薬の使用に関する手続＜麻薬研究者の登録等＞、（2）安全保障貿易管理に関する手続＜日本大学安全保障輸出管理規程を遵守＞、（3）薬事法に基づく手続、（4）生物遺伝資源や微生物株の提供に伴う手続＜MTAの締結等＞ など

6 研究活動に関する相談窓口

上記に記載した内容のほか、研究不正に関する詳細、研究活動や実験を進める上での疑問・相談等がありましたら、研究事務課までお問い合わせください。

【研究活動に関する相談窓口】

医学部研究事務課 （リサーチセンター1階）
e-mail : med.kenjim@nihon-u.ac.jp

以 上

1 申請資格

日本大学学位規程第3条3項の規定に基づき、学位の授与を受けようとする者

【短縮修了】

日本大学学則第106条第3項ただし書に定める。大学院修了年限短縮の手続きは、日本大学大学院医学研究科学生に関する要項第5条に定める。

2 提出及び問い合わせ先

日本大学医学部教務課 大学院担当

〒173-8610 東京都板橋区大谷口上町 30-1

Tel : 03-3972-8111 (内線 2121~2124)

E-Mail : med.acagra@nihon-u.ac.jp

窓口受付時間：月～金曜日 9：00～18：00／土曜日 9：00～13：00

※ 日曜、祝日は除く。

※ 大学行事等により、窓口業務を執り行わない場合もあります。

3 学位申請手続きの流れ

① 学位論文予備審査申請手続き

最終年次の前年の7月から予備審査申請が可能です。

予備審査申請期限 最終年次の9月末日午後5時 (土・日・祝日の場合は、その直前の平日)

【通常の修業年限】4年次の3月に修了する場合

→ 3年次の7月から4年次の9月末日まで

【短縮修了】3年次の3月に修了する場合

→ 3年次の9月末日まで

申請手順は以下のとおりです。

(1) 学位論文予備審査申請書類一式を教務課に御提出ください。

主論文は原則として、学術雑誌に掲載された、あるいは掲載が確約されている研究論文そのものとします。

(2) 大学院医学研究科分科委員会で学位論文予備審査委員会（予備審査委員会という）の委員長及び委員を選任します。

原則として、受付日と予備審査委員会委員選任のスケジュールは以下のとおりですが、諸般の事情により前後することがありますので、予め御了承ください。

受付日		予備審査委員選任		受付日		予備審査委員選任	
4 月	第 1 水曜日	4 月	第 2 水曜日	10 月	第 3 水曜日	10 月	第 4 水曜日
4 月	第 3 水曜日	4 月	第 4 水曜日	11 月	第 1 水曜日	11 月	第 2 水曜日
5 月	第 1 水曜日	5 月	第 2 水曜日	11 月	第 3 水曜日	11 月	第 4 水曜日
5 月	第 3 水曜日	5 月	第 4 水曜日	12 月	第 1 水曜日	12 月	第 2 水曜日
6 月	第 1 水曜日	6 月	第 2 水曜日	12 月	第 3 水曜日	12 月	第 4 水曜日
6 月	第 3 水曜日	6 月	第 4 水曜日	1 月	第 3 水曜日	1 月	第 4 水曜日
7 月	第 1 水曜日	7 月	第 2 水曜日	2 月	第 1 水曜日	2 月	第 2 水曜日
9 月	第 1 水曜日	9 月	第 2 水曜日	2 月	第 3 水曜日	2 月	第 4 水曜日
9 月	第 3 水曜日	9 月	第 4 水曜日	3 月	第 1 水曜日	3 月	第 2 水曜日
10 月	第 1 水曜日	10 月	第 2 水曜日	3 月	第 3 水曜日	3 月	第 4 水曜日

- ・受付日とは、修正箇所等がない状態で全ての書類が揃い、受付けた日を指します。書類に不備がある場合は受付を行うことができませんので、受付前に教務課でチェックを受けてください
- ・予備審査委員会委員選任の後、各委員の日程調整を経て、予備審査委員会（発表と質疑応答）の開催日時が決定します。予備審査会開催は、メールで通知します
- ・予備審査委員会は、原則として通知送付日から 7 日目以降の日時を指定しますが、予備審査委員会委員の都合によって早まることもあります
- ・短縮修了については、別途、資格審査を行いますので、上記の表のとおりではありません。個別に教務課に御相談ください
- ・予備審査委員会において修正等を指示された場合は、改めて受理の許可を得るまでに相当な時間を要すると推測されますので、締め切りは最終年次の 9 月ですが、早めの申請を心掛けてください

② 学位論文予備審査会

- (1) 予備審査開始 10 分前までに教務課で審査室の鍵を借用し、発表の準備をしてください。
- (2) 発表は 30 分程度で行ってください。
- (3) 発表の後、論文に関する質疑応答、学識（専門科目、外国語）に関する試問を行います。
- (4) マルチメディアプロジェクタは備え付けてあります。PC の貸出しはありません。
- (5) 公開制です。

③ 修正論文の提出・再審査会または審査委員による査読

学位論文予備審査会で、修正等の指示を受けた場合は、後に教務課から学位申請者に送付される予備審査報告書の指示に従い、然るべき修正等を加え、以下の書類を各5部提出してください。(予備審査委員会で別の指示があった場合は、その指示に従ってください)

4名の審査委員全員が「合格」の判断をするまで『修正論文の提出→査読→修正→査読』が繰り返されます。

(1) 質問に対して書面で回答を行う場合：雑誌掲載論文、主論文の要約及び回答書

(2) 追加（補足）事項を巻末に追記する場合：

雑誌掲載論文＋追加（補足）＝「修正後主論文（左2箇所ホチ留め仮製本）」、

主論文の要約（修正済みのもの）及び修正箇所を記載したレター

(3) 主論文の要約に修正・追記する場合：

雑誌掲載論文、主論文の要約（修正済みのもの）及び修正箇所を記載したレター

④ 学位申請手続き

予備審査委員会が合格と判断した論文は、学位申請手続きに入ります。

学位申請期限 最終年次の12月第2週金曜日午後5時（土・日・祝日の場合は、その直前の平日）

(1) 学位申請書類及び電子データを教務課に提出してください。

合格の判断が出た論文は表紙、論文別刷及び主論文の要約を合わせて、ホチキスが露出しないよう製本してください。追加（補足）資料を巻末に付けるよう指示があった場合は、合わせて製本してください。

(2) 論文審査料は会計課窓口にて支払いの上、領収印をうけた学位論文審査料払込依頼書を教務課まで提出してください。

⑤ 学位申請書類の校正

同時に学位申請書類は教務課が印刷所に依頼して、日本大学の定める書式に整えますので、内容の校正を行ってください。2～4回程度の校正作業が必要となります。校正書類が手元に届き次第、すみやかに校正を行い、書類を教務課へ返送してください。

校了期限 最終年次の1月第3週金曜日午後5時（土・日・祝日の場合は、その直前の平日）

⑥ 学位論文の受理・学位論文審査

申請書類校了後、製本済論文が整い次第、大学院分科委員会で審議します。

受理は、最終年次の2月第2水曜日の大学院分科委員会で一括して審議します。

審査は、最終年次の2月第4水曜日の大学院分科委員会で一括して審議します。

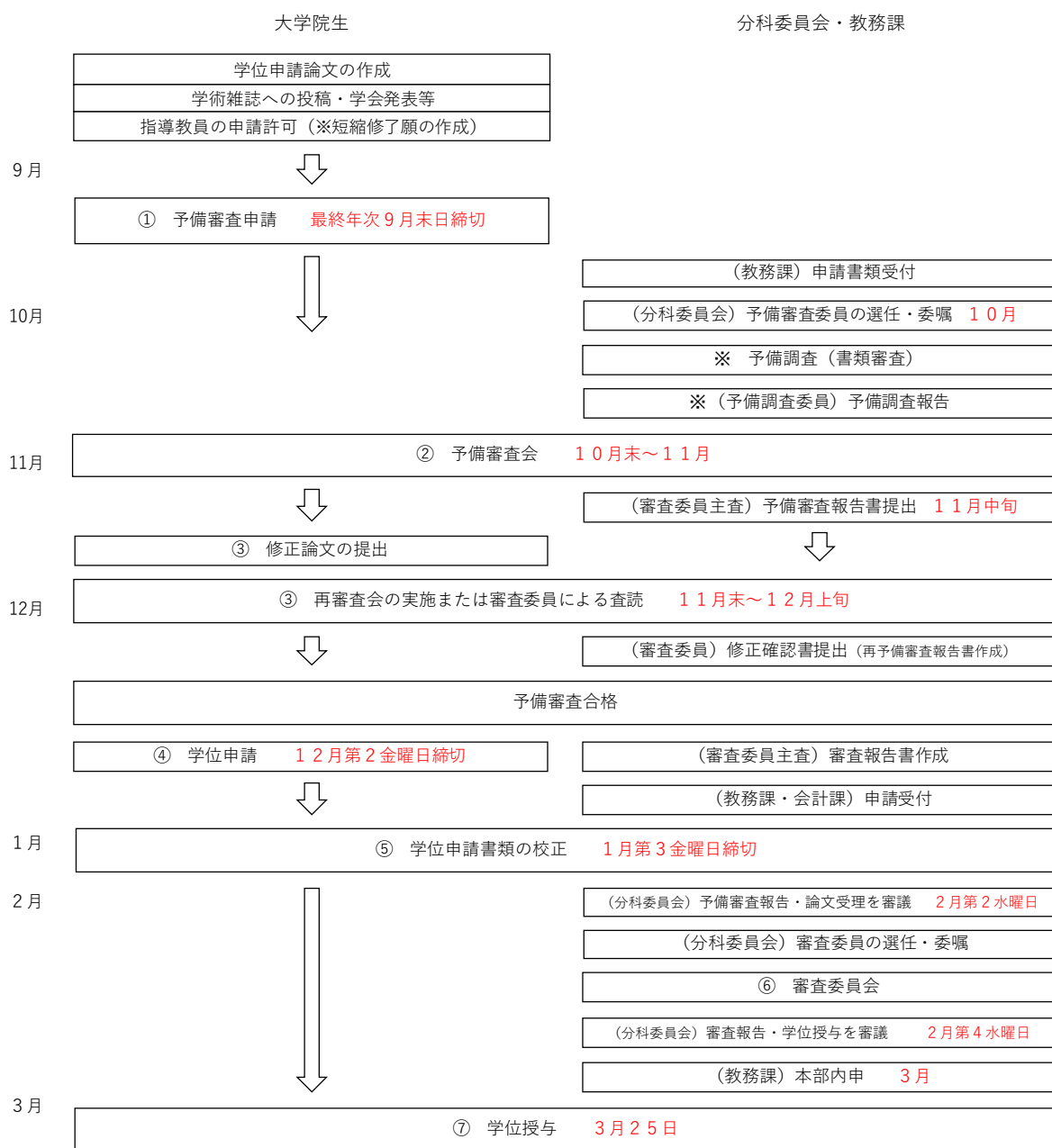
⑦ 学位授与日

最終年次の3月25日

修了者には、3月上旬頃に学位記伝達式等の通知をします。

以 上

(番号は「3 学位申請手続きの流れ」に対応しています。※は短縮修了の場合)



4 学位論文予備審査申請書類

4-1 予備審査申請 提出書類一覧

必須	番号	書類の名称	部数	参照
○	0	学位審査チェックシート	1 部	所定様式
○	1	学位論文予備審査申請書	1 部	(様式 A 甲)
○	2	予備審査申請履歴書	5 部	(様式 B 甲) 原本 1 部, 写 4 部
○	3	予備審査申請論文目録	5 部	(様式 C 甲) 原本 1 部, 写 4 部
○	4-1	主論文 (仮製本)	5 部	(表紙: 様式 D 甲) 仮製本: 左 2 箇所折り返し止め
○	4-2	主論文 (表紙+論文別刷) データ	PDF	med.acagra@nihon-u.ac.jp に提出
○	5	主論文の要約 (和文)	5 部	元の文章の内容を筆者の意図に沿ってまとめたもの
※	6	主論文の研究に係る参考論文	5 部	提出を希望する者のみ ※短縮修了の場合, 必須
※	7	主論文が学術雑誌に掲載された年の JCR IF*を示すもの *トムソン・ロイター社 Journal Citation Reports 発表の Impact Factor	5 部	IF が付いている論文の場合 ※短縮修了の場合, 必須
○	8	承諾書・誓約書	1 部	(様式 F) 自筆, 押印※インク式不可
○	9	戸籍抄本	1 通	外国籍の場合は旅券, 在留カード, 住民票等記載の氏名とする
	10	改姓届	1 部	(様式 G) 必要とされる者のみ
	11	倫理委員会・臨床研究審査委員会等の審査・承認を得ている旨を証明する書類	コピー 1 部	必要とされる者のみ

※様式のダウンロードについて

医学部ポータルサイト(<https://lec.med.nihon-u.ac.jp/>) > 医学研究科大学院生資料集

※申請書類の確認について

上記の申請書類データ作成後, 必要部数印刷前に教務課で記載事項の確認を受けること。データは教務課 (med.acagra@nihon-u.ac.jp) まで送付すること。

※4 が投稿中の場合は, 次ページ 4 主論文①(2)イのとおり作成し, 提出すること。

※最終年次の所定の期日までに, 研究論文が学術雑誌に受理されていない場合,

日本大学大学院医学研究科学位論文審査に関する内規第 3 条の 3 のとおり, 願い出ること。

※短縮修了を申請する場合は上記書類に加え, 以下の書類を提出すること。様式はメールで送付するので, 教務課まで問い合わせること。

12	大学院短縮修了願い	1 部	所定様式, 指導教員作成
13	大学院修了年限短縮要件を満たす業績の一覧	5 部	任意様式

4-2 予備審査申請書類 作成要領

特に定めがない限り、学位申請関連書類は、A4用紙縦長方向で、パソコン等を用いて作成するものとする。

0 学位審査チェックシート : 所定様式

1 学位論文予備審査申請書 : (様式A 甲) 参照

2 予備審査申請履歴書 : (様式B 甲) 参照

3 予備審査申請論文目録 : (様式C 甲) 参照

4 主論文

※ 倫理委員会・臨床研究審査委員会等の委員会の審査・承認が必要な論文内容に関しては、研究を開始するにあたって該当委員会の審査・承認を得ていること。

- ① 構成は次の(1)～(2)とする。用紙サイズは、A4用紙で以下のとおり作成し、別刷等のサイズに合わせて各自調整すること

(1) 表紙 : (様式D 甲) 参照

主論文タイトル・氏名等のフォント及びサイズに関しては、原則として和文は明朝体、英文は Times New Roman か Century で、18ポイントサイズとし、主論文タイトルは 6cm×17cm (縦×横) の範囲内に収まるように記載すること。

※余白 5-7cm 程度	○○○主論文タイトル○○○	} 縦 6cm×横 17cm 以内
日本大学大学院医学研究科博士課程		
○○系○○○学専攻		
氏 名		
修了年 (西暦で記載)		
指導教員 ○○ ○○		
※余白 4cm 程度		

- (2) 学術雑誌に掲載された別刷又はインターネット上のPDF等を印刷したもの

ア 主論文が、既に印刷公表されている場合は、別刷やコピー、インターネット上のPDF等を印刷したもの

※著作権法上問題のないものを提出すること。

イ 主論文が、投稿中の場合は、次のとおり体裁を整えて提出すること。

a 掲載証明書のコピー

b 投稿原稿を印刷し、図表を添付したもの

※掲載証明書がない場合、提出書類一覧1 予備審査申請書は様式J①を使用し作成すること。また、様式J②論文公表に関する誓約書をあわせて提出すること。

- ② 予備審査申請時には仮製本 (左2箇所ホチキス止め) のものを受け付ける。予備審査会で合格した後に、インターネット上で公表する際の体裁は、該当論文掲載学術雑誌の規程を考慮するが、原則として所定の表紙を付すこと。

- ③ 主論文についての定義は、巻末の「学位請求論文に関する要項」を熟読のこと。
- ④ 学位申請された主論文の第一著者が *equally contributed* の場合、もう一人の著者が学位論文にしないことなどを条件に認めることとする

5 主論文の要約 : 任意様式

各段落の内容を和文で論理的にまとめたものを提出すること。文字数の制限なし。

主論文題名、論文題名和訳、申請者氏名は必ず記載すること。

6 主論文の内容に係る参考論文

参考論文として用いることができる論文は、次の①及び②の条件を問わないものとし、別刷(左2箇所ホチキス止め)を提出すること。

- ① 単著・共著
- ② 共著論文の場合の著者順

ただし、具体的内容の議論は予備審査委員会で行い、内容によっては参考論文として認めないことがある。

7 主論文が学術雑誌に掲載された年の JCR IF を示すもの

JCR IF は、トムソン・ロイター社 Journal Citation Reports 発表の Impact Factor を証明できるものを提出すること。

8 承諾書、誓約書 : (様式 F) 参照

共著論文を学位申請論文に用いる場合、共著者から同意を得ること。

様式 F① 主論文が既に学術雑誌に印刷公表されている場合

様式 F② 主論文を学術雑誌に投稿し、掲載証明書がある場合

※掲載が確定したら(様式 F ①)を提出すること。

論文題名、掲載紙名(略さないこと)、巻号、ページ、出版年、発行所(出版社)は正確に記すこと。

論文題名は Pub-Med などの2次資料に頼らず、雑誌原本(別刷など)を確認して記載すること。「.」「-」ひとつ違っていても受理できません。

オンラインジャーナルの場合は、DOI を記載すること。

9 戸籍抄本

外国籍の場合は、住民票、旅券、在留カード等の原本を持参すること。

10 改姓届 : (様式 G) 参照

学位申請論文に関連して発表された論文に掲載されている氏名と学位論文予備審査申請時の氏名が異なる場合は提出すること。

11 倫理委員会・臨床研究審査委員会等の審査・承認を得ている旨を証明する書類

倫理委員会・臨床研究審査委員会等の委員会の審査・承認が必要な研究に関しては、審査・承認を得た該当委員会の証明書類のコピーを提出すること。

申請者氏名

日大 太郎 (印)

標記のことについて、下記のとおり申請いたします。

記

1 指導教員 ○○ ○○ (印)

2 主論文題目

[illegible]

3 添付書類

- ① 予備審査申請履歴書
- ② 予備審査申請論文目録
- ③ 主論文
- ④ 主論文の要約
- ⑤ 主論文の研究に係る参考論文（提出を希望する者のみ）
- ⑥ 主論文が学術雑誌に掲載された年のJCR IFを示すもの(IFが付いている場合)
- ⑦ 承諾書・誓約書
- ⑧ 戸籍抄本（外国籍の場合は、住民票、在留カード等）
- ⑨ 改姓届（必要とされる者のみ）
- ⑩ 倫理委員会・臨床研究審査委員会等の審査・承認を得ている旨を証明する書類（必要とされる者のみ）

以 上

予備審査申請履歴調書

ふりがな 氏 名	にちだい たろう 日 大 太 郎 ※戸籍抄本のとおり（旧字体や異体字など）に記載		
生 年 月 日	昭和 50 年 9 月 14 日	性 別	男 女
本 籍	東京都 ※都道府県名のみ記載		
現 住 所	東京都板橋区大谷口上町30-1番地		

学 歴 ※旧制の中学校又は新制高等学校卒業以後の履歴について記載すること

平成 6 年 3 月 私立日本大学第二高等学校 卒業

平成 6 年 4 月 日本大学医学部 入学

平成12年 3 月 同校卒業

平成14年 4 月 日本大学大学院医学研究科博士課程
(内科系精神医学専攻) 入学

平成18年 3 月 同博士課程修了見込

職 歴 ※ない場合は、項目ごと削除すること

平成12年 5 月 日本大学医学部附属板橋病院初期研修医

医師国家試験及び医籍 ※ない場合は、項目ごと削除すること

平成12年 3 月 第94回医師国家試験合格 ※合格発表年月を記載（日は不要）

平成12年 5 月付 医籍第〇〇〇〇〇〇号 ※医師免許発行年月を記載（日は不要）

所 属 学 会 ※ない場合は、「なし」と記載すること

日本〇〇学会 〇〇〇〇学会

上記のとおり違いありません。

〇〇年〇〇月〇〇日

氏 名 日 大 太 郎 印

予備審査申請論文目録

		氏 名	日 大 太 郎
--	--	-----	---------

主 論 文

○○○○○○ (論文題名) ○○○○○○
 (論文題名和訳 ※題名が外国語の場合) 1 冊

The 41th Annual Meetings of ○○○○ 発表 (June 21, 2016)
 Journal of ○○○○○○ Vol.○○ No.○○ 掲載 (August, 2017)

参 考 論 文 ※提出を希望しない場合は、項目ごと削除すること

1) ○○○○○○ (論文題名) ○○○○○○ 1 冊

第○○回 ○○○ 学会総会発表 (平成○年○月○日)
 ○○○学会雑誌 第○巻 第○号掲載 (平成○年○月○日)

2) ○○○○○○ (論文題名) ○○○○○○ 1 冊

第○○回 ○○○ 学会総会発表 (平成○年○月○日)
 ○○○学会雑誌 第○巻 第○号掲載 (平成○年○月○日)

○○年○○月○○日

申請者

氏 名 日大 太郎 印

注意)

- 主論文名が外国語の場合、次のように記入する。

○○○○○○ (論文題名) ○○○○○○

(和 訳 を つ け る)

雑誌名○○○ Vol.○○ No.○○ 掲載 (英文月名 西暦)

- 主論文 掲載予定の場合、掲載証明書を添付すること。
- 発表が国際学会の場合は、正式名称、発表年月日を英文表記すること。
- 参考論文の提出は任意。
- 参考論文が外国語の場合は、雑誌名、論文題名、巻号、発表年月を英文表記すること。ただし、これについては和訳不要。

(様式 D 甲)

背表紙は不要。

※余白 5-7cm 程度
論文 題 名
※縦 6cm×横 17cm 以内
日本大学大学院医学研究科博士課程 〇〇系〇〇〇学専攻
日大 太郎 修了年（西暦で記載） 指導教員 〇〇 〇〇
※余白 4cm 程度

※主論文タイトル・氏名等のフォント，フォントサイズ並びに余白に関しては，原則として和文は明朝体，英文は Times New Roman か Century で，18 ポイントサイズとし，さらに上部余白は 5～7cm 程度，下部余白は 4cm 程度とし，主論文タイトルは 6cm×17cm（縦×横）の範囲内に収まるように記載すること。

(様式 F ① 主論文が既に学術雑誌に印刷公表されている場合)

〇〇年〇〇月〇〇日

承 諾 書 • 誓 約 書

論文題名：

[illegible]

掲載誌, 巻, 号, ページ, 年

Journal of ○○○○○○○○○○, Vol.○○, No.○○, p○○○○~p.○○○○, 2015

※オンラインジャーナルの場合は DOI を記載

発行所

○○○○○○&○○○○○○ Co. Ltd

日大 太郎 の学位申請にあたり，上記論文の内容を学位論文に含めることを承諾します。また，上記論文の内容を学位論文として他に使用しないことを誓約します。

氏名自筆記載の上，押印（インク式不可）

共著者

印

※掲載が確定したら（様式 F ①）を提出すること。

承 諾 書 · 誓 約 書

[illegible]

Journal of ○○○○○○○○○○

○○○○○○&○○○○○○ Co. Ltd

氏名自筆記載の上，押印（インク式不可）

印

(様式 G)

年 月 日

改 姓 届

氏名自筆記載の上, 押印 (インク式不可)

氏 名

⑨

下記のとおり改姓しましたが, 主論文提出者に相違ありません。

記

主論文題名 :

旧 姓 :

改姓年月日 :

事 由 :

添 付 書 類 : 戸籍抄本 (写)

以 上

(様式 J② 主論文を学術雑誌に投稿し，掲載証明書がない場合)

〇〇年〇〇月〇〇日

日本大学大学院医学研究科長 殿

論文公表に関する誓約書

学位申請にあたり，主論文となる研究論文が投稿中のため，投稿原稿を学位論文として提出いたします。不採択となった場合はすみやかに修正・再投稿し，単著または第一著者として公表することを誓約します。

指導教員

氏名自筆記載の上，押印

⑤

申請者

⑤

5 学位申請書類（予備審査合格後提出物）

5-1 学位申請 提出書類一覧

必須	番号	提出物	部数	電子データ※	備考
○	1	学位申請書	1 部		(様式 H 甲) 戸籍記載の氏名を自筆して提出 ※日付記載と押印は不要
○	2	論文の内容の要旨(1000 字程度)	1 部	Word	(様式 I 甲)
○	3	主論文 (表紙+論文別刷+主論文の要約)	5 部	PDF/A	(表紙: 様式 D 甲) 紙媒体は製本の上, 提出すること
※	4	主論文の研究に係る参考論文	各 1 部	PDF/A	提出を希望するもののみ ※短縮修了の場合, 必須
○	5	論文データ内容確認書	1 部		所定様式
○	6	博士論文の登録・公表依頼書	1 部	Excel	(様式 K (本部様式 11) 甲)
	7	日本大学リポジトリ公表用の 主論文の要約	1 部	PDF/A	必要とされるもののみ 元の文章の内容を筆者の意図に 沿ってまとめたもの
○	8	印鑑	1 本		認印 (ただし, インク浸透印は 不可)
○	9-1	論文審査料	審査料 5 万円		学位論文審査料払込依頼書に記 入の上, 会計課でお支払いくだ さい。
○	9-2	学位論文審査料払込依頼書	1 部		会計課で領収印をうけたもの
	10	博士論文公表の代替措置終了届 出書			(様式 1 2) やむを得ない事由が解消し, 当 該博士論文全文の公表が可能と なった場合に提出

※様式及び作成要領は予備審査合格後に配布いたします。

※ 2・3・4・6・7 の電子データは med.acagra@nihon-u.ac.jp に提出すること。

「論文の内容の要旨」, 「主論文」は, インターネット上に広く公開されるため, 不備のない状態で提出すること。(「主論文」を公開できないやむを得ない事由がある場合は, その事由が解消されるまでの期間, 代わりに「主論文の要約」をインターネット上に公開しなければならない。)

※ 3・4・7 は PDF/A で保存したデータも提出すること。(変換方法は 7-2 ページを参照)

※ 7 については, 学位授与後やむを得ない事由により, 日本大学リポジトリに主論文全文を公表できない場合に提出すること。

予備審査申請時に提出いただいた履歴書・論文目録等の書類を基に, 論文の内容の要旨と併せて本部の定める書式に整えるため教務課から印刷所に入稿いたします。入稿は教務課が行いますが, 書類の校正は申請者にお願いますので, お手元に校正依頼が届きましたら速やかに校正の上, 教務課までお戻してください。

5-2 学位申請書類 作成要領

特に定めがない限り、学位申請関連書類は、A4用紙縦長方向で、パソコン等を用いて作成するものとする。

1 学位申請書 : (様式H 甲) 参照

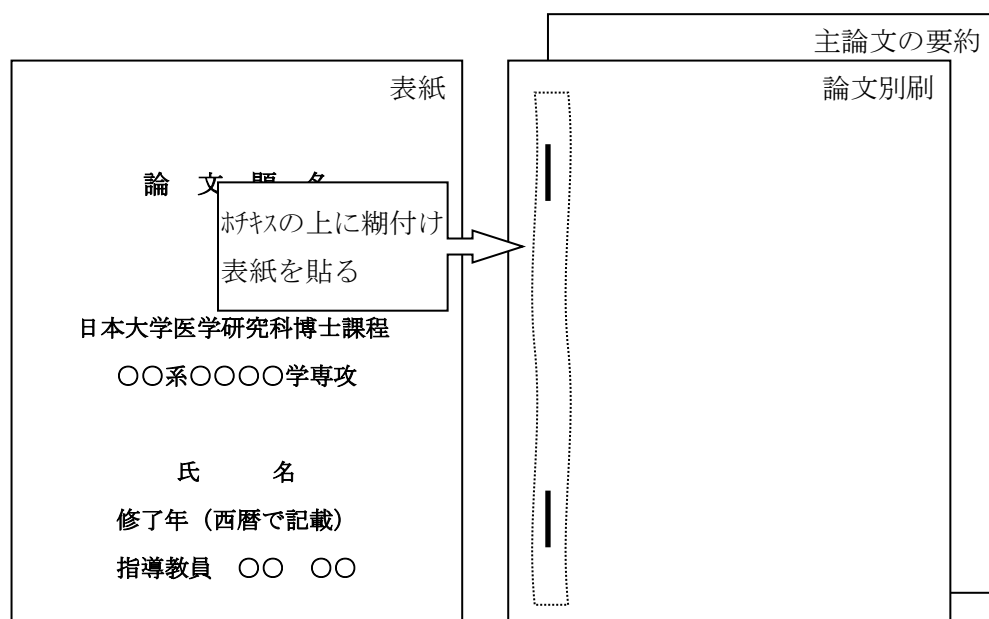
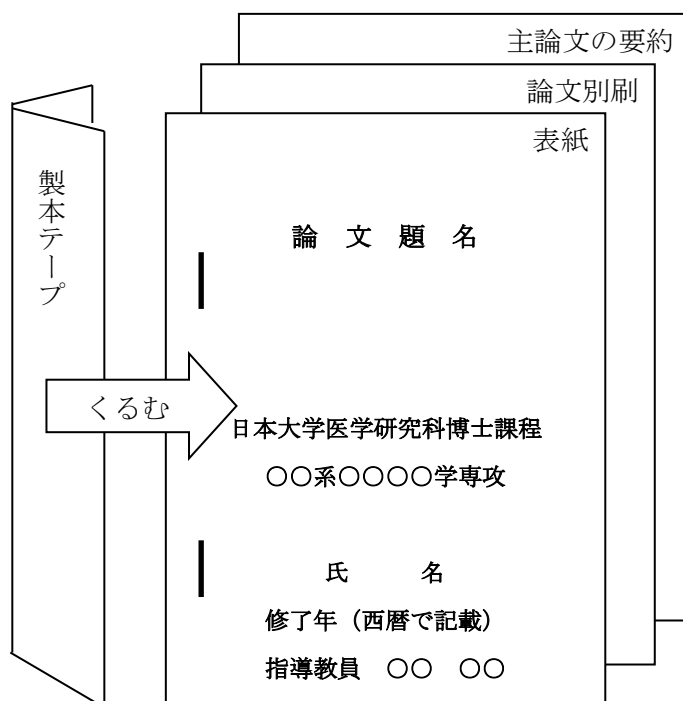
2 論文の内容の要旨(1,000字程度) : (様式I 甲) 参照

3 主論文(表紙+論文別刷+主論文の要約)

表紙(様式D 甲)及び主論文の要約は論文別刷の用紙サイズに合わせ、以下のとおり製本する。追加(補足)資料を巻末に付けるよう指示があった場合は、合わせて製本すること。

左側2点ホチキス留めでホチキスが露出しないようにすること。(全てをホチキスし、製本テープなどでカバーする。または、論文別刷及び要約をホチキスし、表紙を糊付けする。)

主論文の要約は予備審査合格判定の出たものを添付すること。



4 主論文の研究に係る参考論文

左側 2 点ホチキス留め，製本テープで製本したものを提出すること。

5 論文データ内容確認書 ： 所定様式

6 博士論文の登録・公表依頼書 ： （様式 K（本部様式 11）甲）参照

記入上の注意（7－1－2 ページ）を熟読の上，記入すること。

7 日本大学リポジトリ公表用の主論文の要約 ： 任意様式

主論文がやむを得ない事由により公表できない場合に提出すること。主論文に代えて日本大学リポジトリに公表されるため，公表可能な内容をまとめること。

各段落の内容を和文で論理的にまとめたものを提出すること。文字数の制限なし。

主論文題名，論文題名和訳，申請者氏名は必ず記載すること。

8 印鑑 ： 認印（後日，返却いたします）

実印・銀行印等の重要な印鑑及びインク浸透印は不可。

9 論文審査料

所定の払込依頼書に記入の上，会計課窓口でお支払いください。会計課で領収印をうけた払込依頼書を教務課に提出すること。

10 博士論文公表の代替措置終了届出書 ： （様式 12 7－1－4 ページ）参照

やむを得ない事由が解消し，当該博士論文全文の公表が可能となった場合に別刷 1 部と併せて提出すること。

(様式 H 甲) ※予備審査合格後に提出

年月日は、記載不要

年 月 日

日 本 大 学 学 長 殿

氏名自筆記載, 押印不要

学位申請者氏名

⑩

学 位 申 請 書

学位規程第3条第3項の規定により論文に
論文要旨及び履歴書を添え博士(医学)の学
位の授与を申請いたします。

[illegible]

- ① 用紙の規格はA 4 版を縦に使用。
- ② 本文は和文とし、1,000 字前後。
- ③ **活字はタイトル行「論文の内容の要旨」12ポイント、改行以下10ポイント、書体はMS明朝**としますが、複雑な数式等を含む場合はこの限りではありません。
- ④ 1 頁の文字数1 行4 5 字、行数5 0 行、余白上下2 0 ミリ・左右2 5 ミリとします。
- ⑤ 論文題名が外国語の場合には、日本語訳を（ ）を付して記入してください。
- ⑥ 図表・化学記号・写真等を用いる場合は、インターネットで公表できるように明瞭にしてください。
- ⑦ 全体で4 頁以内となるように作成してください。

- ① ゴシック文字の部分は印刷所への指示のために、必ず入力してください。
- ② 改行以外の制御記号は使用不可（文中の句読点や、ハイフンなどは使用して構いません）

(様式 K(本部様式 11) 甲) ※予備審査合格後に提出

博士論文の登録・公表依頼書		
		△△年 △△月 △△日
日本大学学長 殿		
日本大学学位規程第16条に基づき、私が執筆した博士論文の全文（やむを得ない事由がある場合は、その内容を要約したもの）及び論文の内容の要旨について、日本大学リポジトリに登録し、公表することを依頼します。		
氏 名		日 大 医 知 郎
所 属		医学研究科
〔 論文の提出による学位申請者は、論文を提出した研究科名を記入してください。 〕		
連絡先 TEL :		000-0000-0000
E-mail :		〇〇〇〇@〇〇〇〇〇
論 文 題 名	〇〇を用いた△△に関する□□	
論 文 題 名 (訳) ※和訳又は英訳を記入してください。	□□ a b c d e f g △△ h i j k l m n o 〇〇 p q	
論文の内容を表すキーワード ※3つ以上記入してください。（ ）内に英語で記入してください。	1	〇〇 (△△)
	2	〇〇 (△△)
	3	〇〇 (△△)
	4	()
	5	()
インターネットの利用による公表の内容	☐ 全文を公表します。 公表時期は、 ☐ 即時（学位授与時） ☐ 期日指定（公表期日）	
	☒ やむを得ない事由が解消するまでその内容を要約したものを公表します。	
	(事由)	
	☐ 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含むため	
	☐ 博士論文が、著作権や個人情報に係る制約があるため	
	☐ 当該論文が、出版刊行されている、または出版刊行が予定されているため	
	☒ 学術雑誌等へ掲載されている、または掲載が予定されているため	
	☐ 特許を申請している、または申請が予定されているため	
	☐ その他（事由を記入してください）	
	() ※「やむを得ない事由」の解消時期に関する情報を、別紙の例を参考に記入してください。 (学術雑誌に掲載された後、出版社に公開了承を得られ次第)	
共同研究者の許諾 ※事前に共同研究者の許諾を得てください。	☒ あり（共同研究者全員の氏名を記入してください） 日大花子 医学太郎	
指導教員の確認	上記記載の内容について承認します。 指導教員氏名 日 大 花 子 ⑩	
事務局 記入欄	学位記番号：博 甲 / 乙 第 号	学位授与年月日：令和 年 月 日
	備 考：	公 表 年 月 日：令和 年 月 日

論文審査手数料

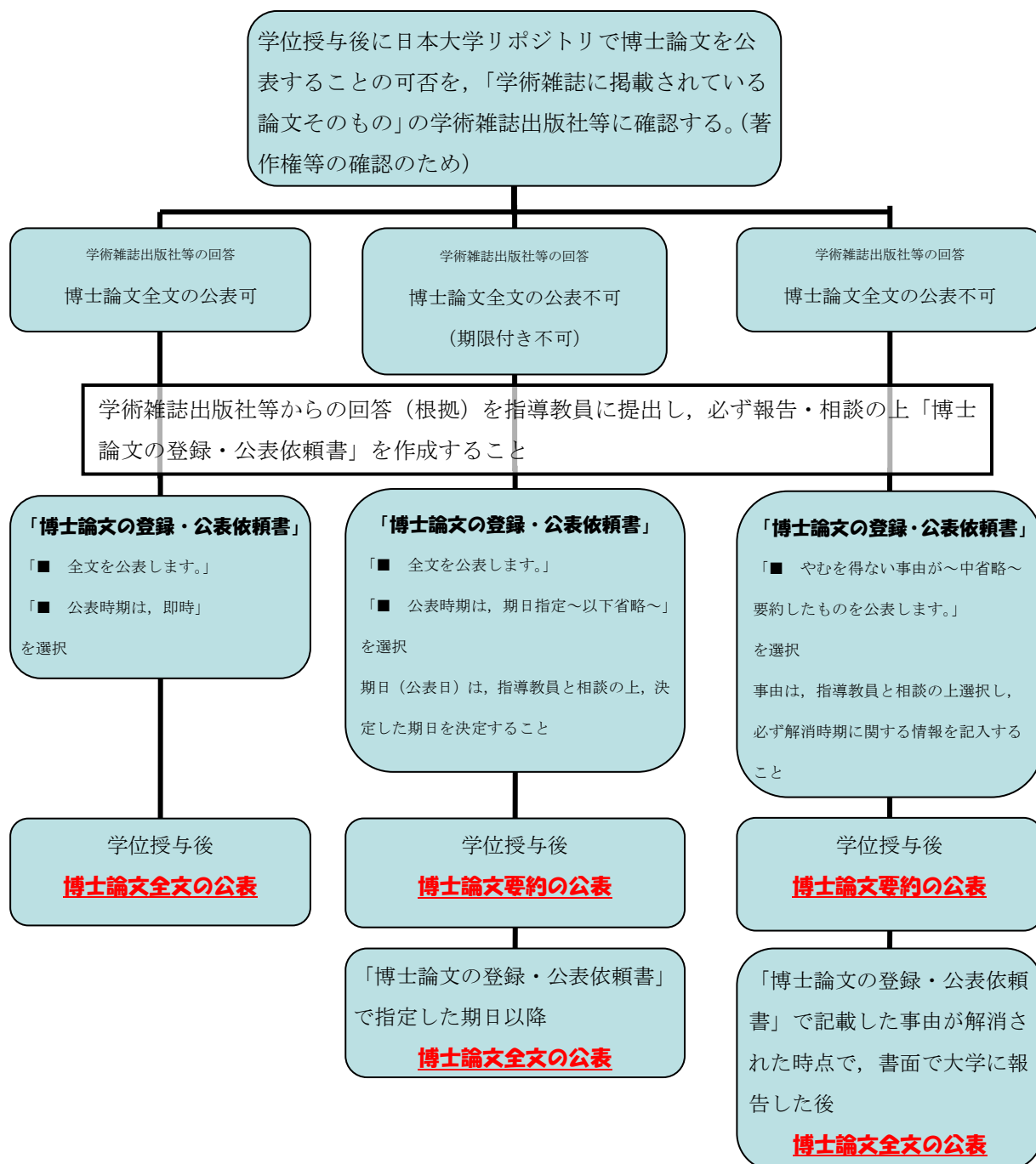
日本大学大学院医学研究科学位論文審査に関する内規 第12条6項 別表

区 分		審査料	+ 印刷費
I 学 内 関 係 者	① 大学院生	30,000円	20,000円
	② 専任教職員	100,000円	
	③ 専修指導医, 専修医, 専修研究員, 研究医員, 研究員, ポスト・ドクトラル・フェロー	200,000円	
	④ 客員研究員, リサーチアシスタント	200,000円	
II 部外		1,050,000円	
(内訳) 資格認定手数料		650,000円	
予備審査料		200,000円	
審査料		200,000円	

7-1 博士學位論文の公表に係る確認事項について

学位規則の一部を改正する省令（平成25年4月1日施行）に基づき、博士の学位を授与された者は、インターネットを利用して博士論文の全文を公表（学位授与後1年以内）することが義務となりました。本学では、博士の学位を授与された者から依頼を受けて、日本大学リポジトリで博士論文の全文を公開しています。ただし、著作権や特許申請予定等の「やむを得ない事由がある場合」は、博士論文の全文に代えて、博士論文の要約を公表しなければいけません。「やむを得ない事由」が解消した場合には、あらためて博士の学位を授与された者から依頼を受けて博士論文の全文を日本大学リポジトリで公表することになります。

学位授与に向けて必要な確認事項を以下のとおり例示しますので、各自指導教員と十分に相談の上、「博士論文の登録・公表依頼書」（予備審査合格後配布）を教務課にご提出ください。



学術雑誌に投稿中の論文で学位申請する場合は、学術雑誌に公表することを前提に指導教員と十分に相談の上、対応してください。

「博士論文の登録・公表依頼書」記入上の注意

- 1 学位規程により、学位を授与された日から1年以内にその論文の全文（やむを得ない事由がある場合には、大学院委員会の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したもの）及び論文の内容の要旨をインターネットで公表することが定められていますので、「博士論文の登録・公表依頼書」を必ず提出してください。
- 2 論文の内容を表すキーワードを3つ以上5つ以内、同義の英語についても記入してください。
- 3 博士論文の全文を「日本大学リポジトリ」で公表するに当たり、著作権等の権利者（共著者、図版・写真等の著作権所有者、出版社等）がいる場合は、あらかじめ許諾を得てください。
- 4 博士論文の全文を公表できない「やむを得ない事由」が解消したときは、速やかに全文を公表します。「やむを得ない事由」の解消時期に関する情報を、下記を参考にわかる範囲（予定を含む）で併記してください。

（全文を公表できないやむを得ない事由例）

- ① 当該論文に立体形状による表現を含む場合
- ② 著作権や個人情報に係る制約がある場合

著作権に係る制約は、権利者からインターネットでの公表について許諾が得られなかった場合のみ該当します。

《やむを得ない事由が解消できる時期の記入例》
「図版の著作権者へ許諾申請中」など

- ③ 当該論文が出版刊行されている、または出版刊行が予定されている場合

既に図書として出版刊行されている場合、出版契約等の内容確認が必要です。

版元から「学位論文」のインターネットでの公表が認められなかった場合は、「やむを得ない事由」として該当します。

《やむを得ない事由が解消できる時期の記入例》
「出版社から出版の○年後にはインターネット公表可との許諾を得た」
「出版社からインターネット公表は不可との回答があったため、事由は解消しない」など

図書として出版刊行が予定されている場合、出版後に版元から「学位論文」のインターネットでの公表が認められるまでの期間が、「やむを得ない事由」として該当します。

《やむを得ない事由が解消できる時期の記入例》
「**社より*年に出版予定」
「出版予定(出版社出版時期未定)」など

- ④ 学術雑誌等へ掲載されている、または掲載が予定されている場合

既に学術雑誌等へ掲載されている場合、出版元から学位論文の公開について許諾が得られなかった場合のみ「やむを得ない事由」として該当します。

《やむを得ない事由が解消できる時期の記入例》
「『掲載雑誌名』 *巻*号に掲載」
「版元指定の公開猶予期間を経過する*年*月より公開可能」など

学術雑誌等への掲載が予定されている場合、出版元から学位論文の公開について許諾が得られるまでの期間が「やむを得ない事由」として該当します。

《やむを得ない事由が解消できる時期の記入例》

『掲載雑誌名』 * 巻 * 号に掲載予定

「版元指定の公開猶予期間を経過する * 年 * 月より公開可能」など

(参考) 各出版元の著作権上の方針については、以下などが参考になります。

・ SHERPA/RoMEO -Publisher copyright policies & self-archiving

<http://www.sherpa.ac.uk/romeo.php> (海外出版社, 学会)

・ Society Copyright Policy in Japan

<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/> (国内学会)

⑤ 特許を申請している, または申請が予定されている場合

特許申請後未公開の段階である, または申請が予定されている場合, 特許の登録要件の新規性(公然知られていないこと)を担保するため, また出願後の戦略上, 発明者や出願人の判断でその内容を公表しないことが「やむを得ない事由」として該当します。

特許が登録され「特許公報」が発行された時, もしくは特許出願から1年6か月が経過し「公開特許公報」が出された時のいずれか早い時点で原則として「やむを得ない事由」が解消されます。

〈やむを得ない事由が解消できる時期の記入例〉

「公開特許公報予定日 * 年 * 月 (* 年 * 月 * 日特許申請)」など

以 上

本書類は、学位論文全文の公表に代えて、要約をリポジトリに公開している学位取得者のやむを得ない事由が解消された際に教務課に必ず提出してください。
学位論文のインターネット上での全文公開は、国が定めた学位取得者の義務です。

日本大学学長 殿

氏 名 (印)

研究科名 研究科

※「研究科名」欄には、課程の修了による学位取得者は修了した研究科名を、論文の提出による学位取得者は論文を提出した研究科名を記入してください。

博士論文公表の代替措置終了届出書

博士論文公表の代替措置として、論文の要約の公表をしておりましたが、やむを得ない事由が解消しましたので届け出ます。

つきましては、下記の博士論文の全文の公表をお願いいたします。

記

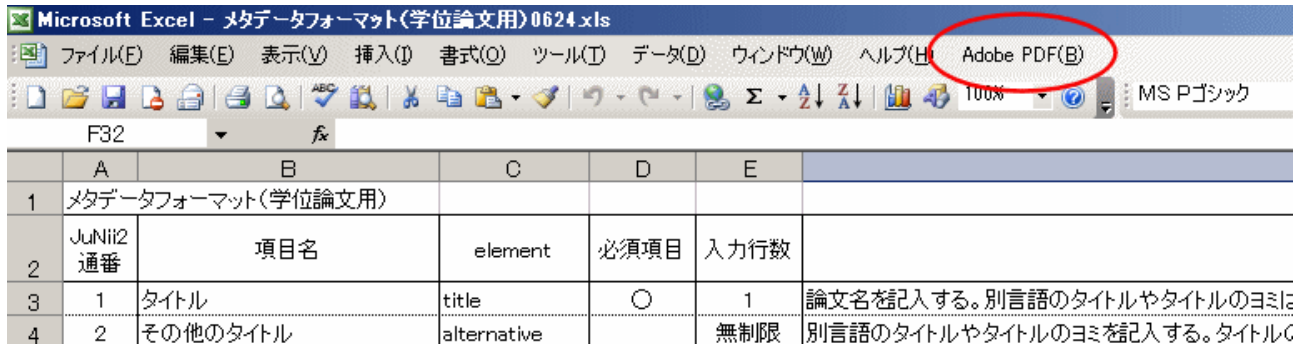
区 分	☐ 課 程 ☐ 論 文
学位の種類	博 士 (医 学)
学位取得年月日	令和 年 月 日
論 文 題 名	
公 表 時 期	☐ 即 時 ☐ 期日指定 (年 月 日)

大学院生は、こちらをチェックしてください。

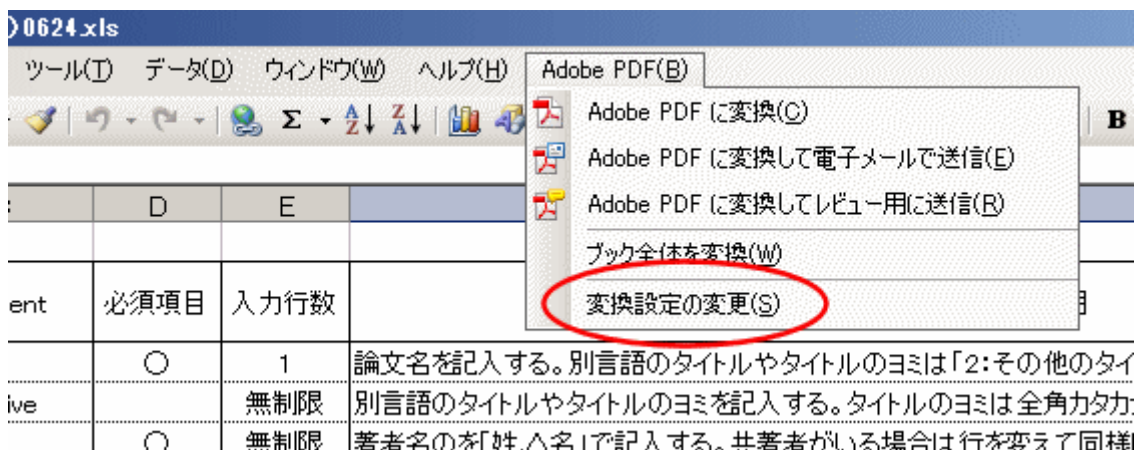
7-2 PDF/A へのコンバート方法の一例

Adobe Acrobat Pro の場合

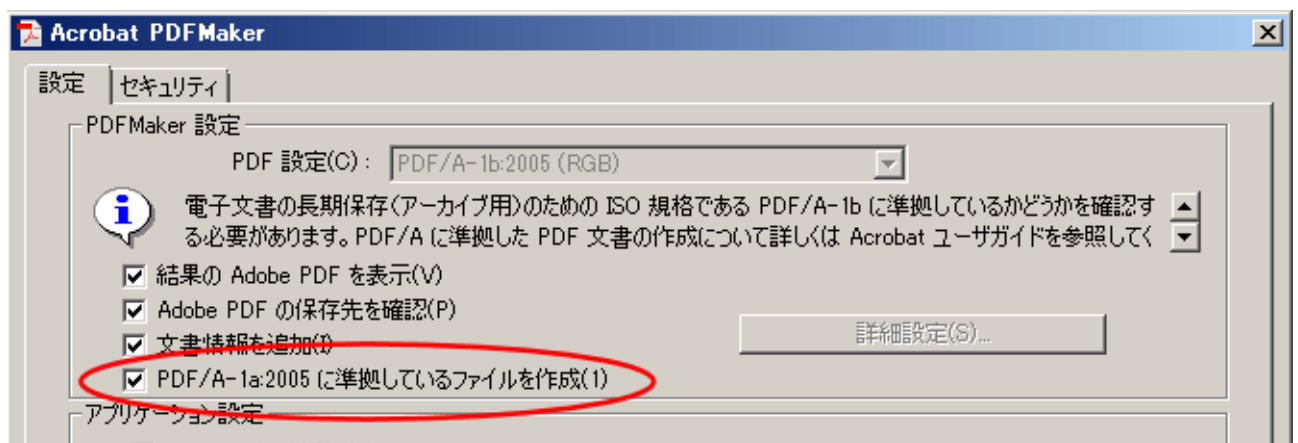
Adobe Acrobat Pro がインストールされているパソコンで Word や Excel を開くと、下図のように「Adobe PDF」という項目が追加されています。



この「Adobe PDF」を開いて一番下の「変換設定の変更」をクリックします。



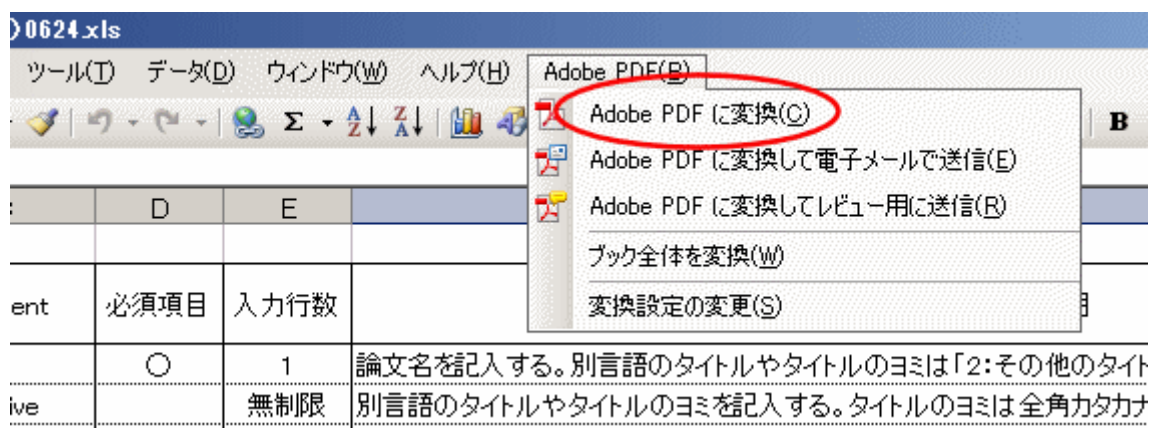
新しく開いたウィンドウ内の設定タブを選択し、「PDF/A-1a:2005 に準拠しているファイルを作成」にチェックを入れて OK ボタンを押します。



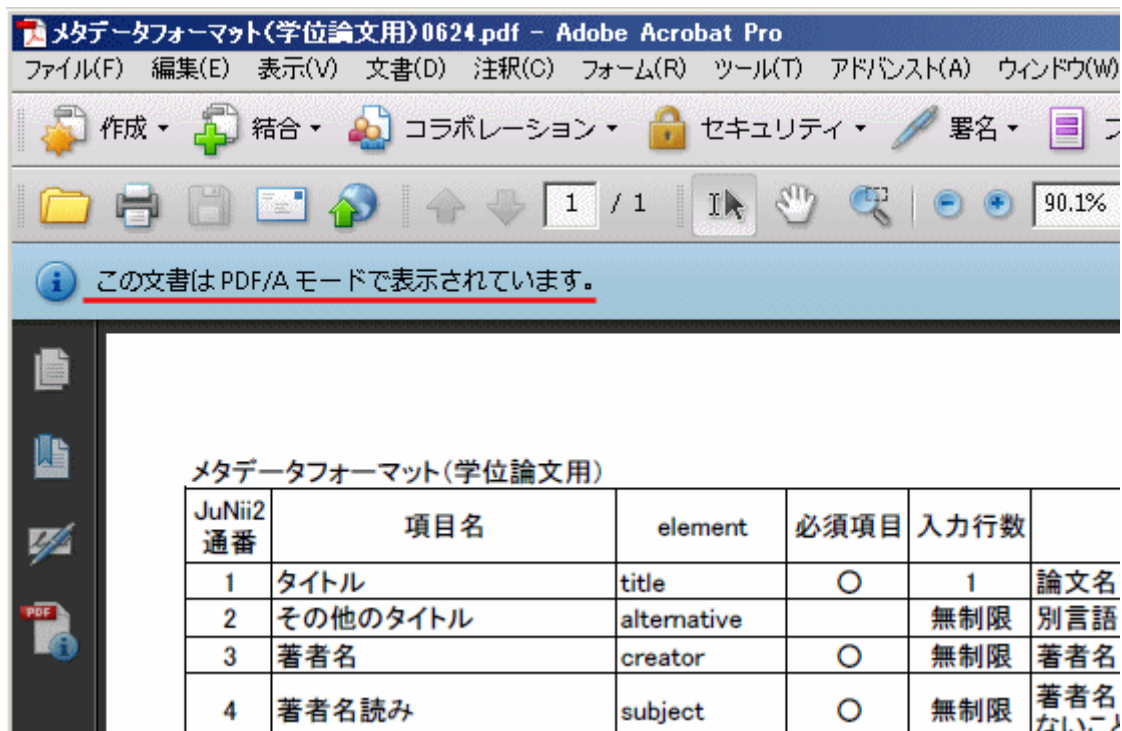
なお、この設定は初回のみ行っていただければ大丈夫です。

続いて、実際に Word や Excel ファイルを PDF 化します。

「Adobe PDF」を開いて一番上の「Adobe PDF に変換」をクリックします。



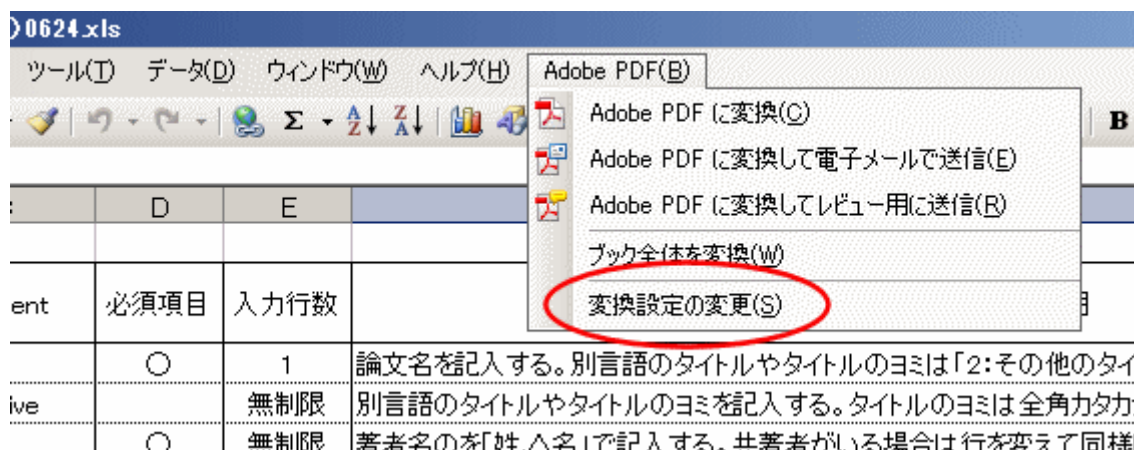
これで、新たに PDF ファイルが作成されます。その PDF ファイルを開くと下図のように「この文書は PDF/A モードで表示されています」のように表示され、当該ファイルが PDF/A モードで作成されていることが判ります。



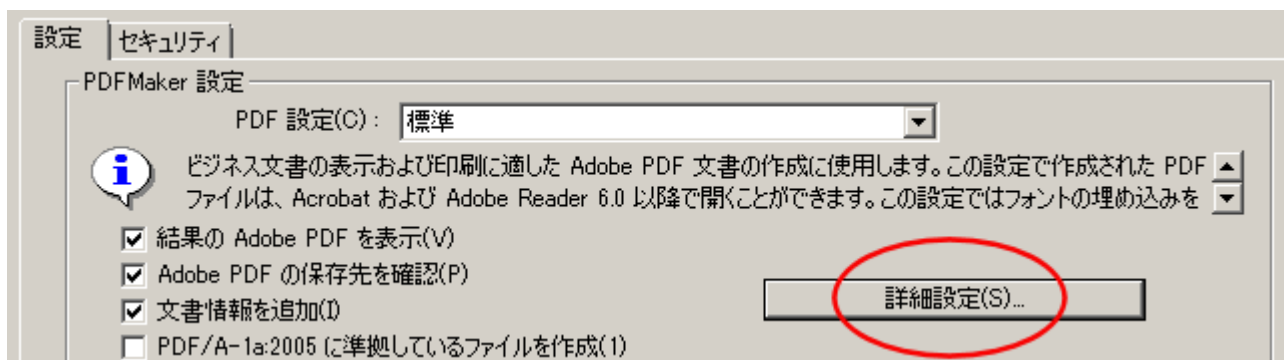
注意 1 フォント埋め込みファイルにする

PDF 作成時に文中で使用したフォントをファイルに埋め込まれるように設定します。

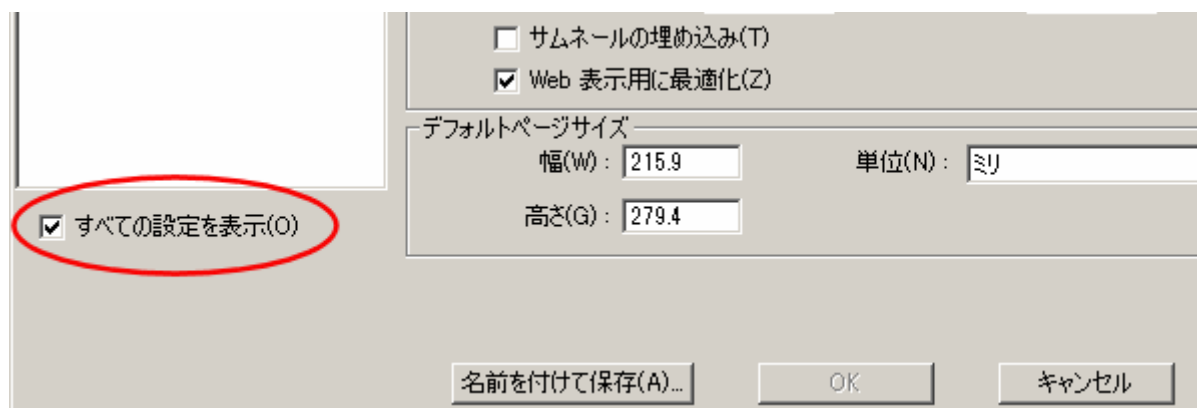
デフォルトでは埋め込む設定になっていますが、作成前に下記の要領で確認して下さい。まず「Adobe PDF」を開いて一番下の「変換設定の変更」をクリックします。



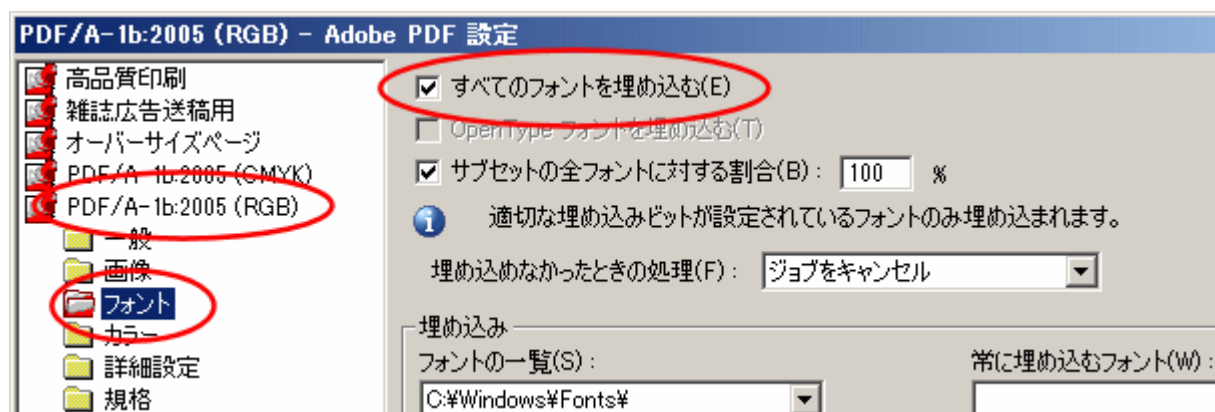
新しく開いたウィンドウ内の「詳細設定」ボタンを押します。



Adobe PDF 設定というウィンドウに変わりますので、左下の「すべての設定を表示」にチェックを入れます。



左側のボックスに各フォーマットが表示されるので、PDF/A-1a:2005 (RGB) をダブルクリックする。次にフォントをクリックし、「すべてのフォントを埋め込む」にチェックが入っていることを確認する。

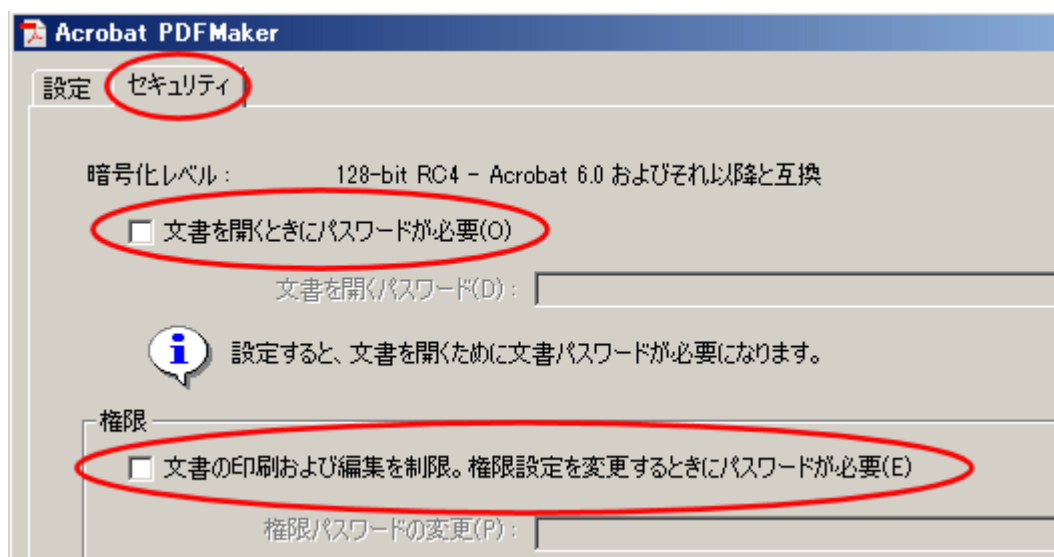


注意 2 暗号化・パスワード設定・印刷制限を行わない

PDF 作成時にアクセシビリティ確保のため暗号化・パスワード設定・印刷制限は行わないように設定します。

デフォルトでは行わない設定になっていますが、作成前に下記の要領で確認して下さい。

「変換設定の変更」で開いたウィンドウ内の「セキュリティ」タブを押し、「文書を開くときにパスワードが必要」と「文書の印刷および編集を制限。権限設定を変更するときにパスワードが必要」にチェックが入っていないことを確認する。



以 上

日 本 大 学 学 位 規 程

昭和34年 3 月31日制定	平成24年 4 月 1 日施行
昭和51年 6 月11日改正	平成25年 3 月 8 日改正
昭和51年 7 月 1 日施行	平成25年 4 月 1 日施行
昭和53年 6 月 9 日改正	平成25年 6 月 7 日改正
昭和58年11月 4 日改正	平成25年 4 月 1 日施行
昭和58年 4 月 1 日施行	平成27年 3 月 6 日改正
平成15年 3 月 7 日改正	平成27年 4 月 1 日施行
平成15年 4 月 1 日施行	平成28年 5 月 6 日改正
平成16年 4 月 2 日改正	平成28年 4 月 1 日施行
平成16年 4 月 1 日施行	平成30年 7 月 6 日改正
平成17年 4 月 1 日改正	平成30年 6 月 1 日施行
平成23年 5 月 6 日改正	令和 4 年 3 月11日改正
平成23年 4 月 1 日施行	令和 4 年 4 月 1 日施行
平成24年 3 月 2 日改正	

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学学則に定めるもののほか、日本大学（以下「本大学」という）が授与する学位についての必要事項を定める。

(学位の種別)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

法	学	文	学	社	会	学	社会福祉学
教	育	体	育	心	理	学	地 理 学
理	学	経	済	商		学	芸 術
国	際	危	機	工		学	医 学
歯	学	生	物	獣	医	学	薬 学

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分し難い分野を専攻した者について授与する。

法	学	政	治	学	新	聞	学	文	学		
社	会	教	育	学	心	理	学	理	学		
経	済	商		学	芸	術	学	国	際	学	
工		生	物	資	源	科	学	国	際	情	報
人	間	科	学	学	術			文	化	情	報

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分し難い分野を専攻した者について授与する。

法		学	政	治	学	新	聞	学	文	学				
社	会	学	教	育	学	心	理	学	理	学				
経	済	学	商		学	芸	術	学	国	際	関	係		
工		学	医		学	歯		学	生	物	資	源	科	学
獣	医	学	薬		学	総	合	社	会	文	化	学	術	

5 専門職学位の学位は次のとおりとする。

法務博士（専門職）

(学位授与の要件)

第3条 本大学の学部を卒業した者には、本大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

2 本大学大学院の修士課程を修了した者には、本大学学則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

3 本大学大学院の博士課程を修了した者には、本大学学則の定めるところにより、博士の学位を授与する。

4 本大学大学院の専門職学位課程を修了した者には、本大学学則の定めるところにより、専門職学位の学位を授与する。

5 博士の学位は、本大学大学院の博士課程を修了しない者であっても論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本大学大学院の博士課程の教育課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有することを、試問により確認された場合には、授与することができる。

(論文の提出)

第4条 本大学大学院の博士課程を修了しない者が、博士の学位の授与を申請するときは、学位授与申請書、論文の要旨及び論文審査手数料20万円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定して論文を学長に提出しなければならない。

2 本大学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の授業科目及び単位を履修したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後1年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

3 前2項の規定により提出した論文及び一旦納付した論文審査手数料は、還付しない。

(論文)

第5条 前条第1項又は第2項により提出する論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の材料を、提出させることができる。

(分科委員会の指定)

第6条 第4条第1項又は第2項の規定により論文の提出があったときは、学長は、大学院委員会の議を経て、その論文を審査すべき分科委員会を指定し、その審査を付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により論文審査を付託された分科委員会は、その研究科の教員2名以上から成る審査委員会を設ける。

2 分科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の研究科の教員その他前項以外の教員を審査委員会の委員のうちに加えることができる。

(審査並びに試験及び試問)

第8条 審査委員会は、論文審査並びに試験及び試問を行う。

2 試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 試問は、口答試問及び筆答試問により、専攻学術に関し、本大学大学院において博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有することを、確認するために行い、外国語については2種類を課する。ただし、外国語については、分科委員会が特別の事由があると認めるときは、1種類のみを課することができる。

(試問の免除)

第9条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者が、退学の後、博士後期課程に入学した

時から起算して6年（ただし、医学、歯学、獣医学及び薬学にあつては博士課程に入学した時から起算して8年）以内に論文を提出したときは、試問を免除することができる。

（審査期間）

第10条 審査委員会は、第4条第1項又は第2項の規定により論文が提出された日から1年以内に、論文審査並びに試験及び試問を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、分科委員会の審議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

（審査委員会の報告）

第11条 審査委員会は、論文審査並びに試験及び試問を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績に、学位を授与できるか否かの意見を添え、分科委員会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び試問を行わないことができる。この場合には、審査委員会は、前項の規定にかかわらず、試験の結果の要旨及び試問の成績を添付することを要しない。

（分科委員会の審議）

第12条 分科委員会は、前条第1項の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議する。

2 前項の審議には、委員全員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与できるものと意見を集約するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

（研究科長の内申）

第13条 分科委員会が前条の意見を集約したときは、その分科委員会の長である研究科長は、論文とともに、論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績を添付し、学長に学位授与の可否について内申しなければならない。ただし、試験及び試問を経ないで、学位を授与できないものと意見を集約したときは、試験の結果の要旨及び試問の成績を添付することを要しない。

（学位の授与）

第14条 学長は、前条の内申に基づいて、学位授与の可否を決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

（学位論文の要旨等の公表）

第15条 本大学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内にその学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定により学位論文を公表する場合には、日本大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院委員会の承認を得て当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、求めに応じて当該論文の全文を閲覧に供する。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び前項の規定による公表は、本大学が定める所定の手

続に基づき、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の取消し)

第17条 学位を授与された者が、その榮譽を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、分科委員会の審議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 分科委員会において前項の意見を集約するには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の賛成がなければならない。第12条第2項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(文部科学大臣への報告)

第18条 本大学において博士の学位を授与したときは、本大学は、学位を授与した日から3か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位記及び書類の様式)

第19条 学位記及び学位申請関係書類は、(様式第1号)から(様式第8号)までによるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第3条第1項の規定により授与する学位記

[illegible]

8 - 1 - 5

(様式第2号)

第3条第2項及び第3項の規定により授与する学位記

第 号	日本大学学長 ○博士 又は博士(○○)	氏名	年 月 日	日本大学大学院○○研究科○○専攻の修(博)士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修(博)士(○○)の学位を授与する	氏名	年 月 日生	学位記
		印					

備考 用紙はA4判を縦に使用

(様式第3号)

第3条第4項の規定により授与する学位記

第 号	日本大学学長 博士(〇〇) 又は 〇〇博士 氏名 印	年 月 日	したので法務博士(専門職)の学位を授与する	日本大学大学院法務研究科法務専攻専門職学位課程(法科大学院)において所定の課程を修了	氏名	年 月 日生	学位記
--------	-------------------------------------	-------------	-----------------------	--	----	--------------	-----

備考 用紙はA4判を縦に使用

(様式第 4 号)

第 3 条第 5 項の規定により授与する学位記

第 号	日本大学学長 博士(〇〇) 又は 〇〇博士 氏 名	年 月 日	氏 名	年 月 日 生	学 位 記
	印				

備 考 用紙は A 4 判を縦に使用

(様式第 5 号)

第 4 条第 1 項の規定による学位申請書

	年	月	日
日 本 大 学 学 長 殿			
学位申請者氏名			印
学 位 申 請 書			
貴学学位規程第 4 条第 1 項の規定により論文に論文要旨，履歴書及び論文審査手数料〇〇円を添え博士(〇〇)の学位の授与を申請いたします。			

備 考 1 用紙は A 4 判を縦に使用

- 2 第 4 条第 2 項ただし書の規定による者の場合は，「論文に論文要旨，履歴書及び論文審査手数料〇〇円を添え」を「論文に論文要旨及び履歴書を添え」に読替え，「学位規程第 4 条第 2 項ただし書適用」と余白に記入のこと。

(様式第 6 号)

論 文 目 録

報 告 番 号	乙 第 号	氏 名	
主 論 文 題名（公表したものについては，その方法及び年月日）○ 冊 参 考 論 文 題名（ 同 ）○ 冊 年 月 日 学位申請者 氏 名印			

- 備 考
- 1 用紙はA 4 判を縦に使用
 - 2 論文題名が外国語の場合は，和訳を付すこと。
 - 3 未公表の論文の場合は，原稿の枚数，公表の方法及び時期を記入すること。
 - 4 参考論文が二つ以上ある場合は，それぞれの題名及び冊数を記入すること。

(様式第7号)

履 歴 書

報 告 番 号	乙 第 号		
ふりがな 氏 名		男	女
生 年 月 日	年 月 日		
本 籍	都・道・府・県		
現 住 所			
学 歴 研 究 歴 職 歴 上記のとおり違いありません。 年 月 日 氏 名 ㊟			

- 備 考
- 1 用紙はA4判を縦に使用
 - 2 学歴は、旧制の中学校又は新制高等学校卒業以後の履歴について記載すること。
 - 3 本大学大学院博士課程の所定の授業科目及び単位を履修した者は、その履修証明書を添付すること。

(様式第 8 号)

第 4 条第 2 項による所定の授業科目及び単位を履修した者に対して交付する履修証明書

第 号

履 修 証 明 書

氏 名

年 月 日 生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻博士課程に所定の修業年限以上在学し、

所定の授業科目及び単位を履修したことを証明する。

年 月 日

日本大学大学院〇〇研究科長 氏 名

印

備 考 用紙は A 4 判を縦に使用

日本大学大学院医学研究科学位論文審査に関する内規

平成16年4月28日制定	平成26年12月10日改正
平成16年9月1日施行	平成27年4月1日施行
平成17年6月8日改正	令和4年3月22日改正
平成17年6月22日施行	令和4年4月1日施行
平成24年11月14日改正	
平成25年4月1日施行	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この内規は、日本大学学則及び日本大学学位規程（以下「学位規程」という）に定めるもののほか、日本大学大学院医学研究科（以下「研究科」という）が行う学位（博士）申請論文（以下「学位論文」という）の審査について、必要な事項を定める。

(学位請求者の資格)

第2条 学位論文の審査を請求することができる者は、次のいずれかに該当するもので、予備審査の申請をし、その審査を通過したものとする。

① 課程による者

研究科に標準修業年限（4年）以上在学し、所定の単位を修得又は修得見込みの者

② 課程によらない者

(1) 研究科に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者

(2) 「日本大学大学院医学研究科論文提出による（乙種）学位申請資格取扱要項」に定める（乙種）学位申請資格を有する者

第2章 予備審査

(申 請)

第3条 学位論文の予備審査を希望する者は、第3項に定めるとおり、指導教員を通じて大学院医学研究科長（以下「研究科長」という）に所定の書類を添えて願い出なければならない。

2 課程による者は、修了年次の前年度の7月以降、課程によらない者は、研究期間を充足する日の3か月前から審査を願い出ることができることとする。

3 原則として、学術雑誌に掲載された、あるいは掲載が確約されている研究論文そのものを、学位論文として予備審査申請する。ただし、課程による者で、最終年次の所定の期日までに、研究論文が学術雑誌に受理されていない場合、指導教員は、卒後教育委員会に申し出た後、研究科長に、以下の書類を添えて願い出なければならない。

① 学位論文予備審査申請書

② 学位論文予備審査申請者調書

- ③ 業績目録
- ④ 主論文
- ⑤ 参考論文（2編）（課程によらない者のみ必須）
- ⑥ 主論文の要約
- ⑦ 卒業証明書（本学部卒業者及び研究科の履修者は、省略することができる。また、研究科の履修者は、その履修証明書に代えることができる。）
- ⑧ 外国語試験合格証明書（課程によらない者のみ）

4 提出する主論文及び参考論文については、別に定める。

（予備審査委員会の目的）

第4条 学位規程に定めるもののほか、研究科に学位論文の受理の可否を審査するため、学位論文予備審査委員会（以下「予備審査委員会」という）を置く。

（予備審査委員会の公開）

第5条 予備審査委員会は、公開制とする。

2 本学部に在籍していない者が陪席を希望する場合は、事前に予備審査委員会委員長の許可を得なければならない。

（予備審査委員会の構成）

第6条 予備審査委員会は、研究科長が専門領域を調査した上で、大学院医学研究科分科委員会（以下「分科委員会」という）委員の中から4名を選んで委嘱し、当該論文の予備審査に当たらせる。ただし、予備審査のため必要があり、研究科長が分科委員会委員と同等又はそれ以上の学識を有する者であると認めた場合は、次項に定める者を除き、分科委員会委員以外の者を予備審査委員に委嘱することができる。

2 次の各号に定める者は、予備審査委員になることはできない。

- ① 予備審査を希望する者の指導教員
- ② 主論文の基幹となる論文の共著者及び共同研究者又は主論文の共著者
- ③ 申請者の親族

3 分科委員会は、予備審査のため必要があるときは、分科委員会委員と同等又はそれ以上の学識を有する者を予備審査委員会に加えることができる。

4 予備審査委員会に委員長を置く。

5 予備審査委員会委員長は、予備審査委員会を開催する。

（予備審査委員会の職務）

第7条 予備審査委員会は、予備審査の申請者の資格及び論文の内容などについて予備審査を行う。

（予備審査委員会の決議）

第8条 予備審査委員会は、原則として構成委員全員の賛成により決議する。

（予備審査委員会の審査期間）

第9条 予備審査委員会は、原則として予備審査委員会が組織されてから3か月以内に審査を終了しなければならない。

2 予備審査委員会は、予備審査終了後、直ちに、以下の書類を研究科長に提出しなければならない。

① 論文予備審査報告書：受理の可否についての意見

② その他必要な資料

(分科委員会報告)

第10条 研究科長は、論文予備審査報告書の提出を受けた後、予備審査結果を分科委員会に報告し、分科委員会において学位申請書類の受理の可否を審議する。

(予備審査委員会の解散)

第11条 予備審査委員会は、研究科長への最終報告をもって解散する。

第3章 学位論文審査

(学位申請)

第12条 研究科長は、予備審査を経た者の学位論文審査の申請書を受理したとき、分科委員会の承認を得た学位論文審査の書類を学長に提出する。

2 申請書類は、課程による者は最終年次の所定の期日までに、課程によらない者は随時、これを受け付ける。

3 学位論文として学位論文審査申請で要する書類は、次のとおりとする。

① 学位申請書

② 履歴書

③ 論文目録

④ 主論文

⑤ 参考論文（2編）（課程によらない者のみ必須）

⑥ 論文の内容の要旨

⑦ 博士論文の登録・公表依頼書

⑧ 主論文の要約

⑨ 論文審査手数料等の諸費用

4 提出する主論文及び参考論文については、別に定める。

5 論文審査手数料等の諸費用は、別表のとおりとする。

(審査委員会の目的)

第13条 学長から審査の付託を受けた学位論文について、学位規程に定めるところにより、研究科に学位論文を審査するため、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。

(審査委員会の構成)

第14条 前条に定める審査委員会は、研究科長が専門領域を調査した上で、分科委員会の議を経て、分科委員会委員の中から、主査1名、副査3名で構成し、論文内容の審査及び論文提出者に対する最終試験に当たらせる。ただし、審査のため必要があり、研究科長が分科委員会委員と同等又はそれ以上の学識を有する者であると認めた場合は、次項に定める者を除き、分科委員会委員以外の者を審査委員に委嘱することができる。

2 次の各号に定める者は、審査委員になることはできない。

① 審査を希望する者の指導教員

② 主論文の基幹となる論文の共著者及び共同研究者又は主論文の共著者

③ 申請者の親族

3 研究科長は、分科委員会の意見を聞いて、審査のため必要があるときは、分科委員会委員と同等又はそれ以上の学識を有する者を審査委員会に加えることができる。

(審査委員会の職務)

第15条 審査委員会は、学長の要請に基づき、審査の付託を受けた学位論文を審査する。審査・試験及び試問については学位規程に定めるところによる。

2 最終試験において学位論文に関する試問のほか、学位申請に係る外国語試験において受験した外国語の試験を行うものとする。

(審査委員会の決議)

第16条 審査委員会は、原則として構成委員全員の賛成により決議する。

(審査委員会の審査期間)

第17条 審査委員会は、学位規程第10条に定める期間内に、学位論文の審査・試験及び試問を終了しなければならない。

2 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験終了後、直ちに、以下の書類をそれぞれ印刷に付して分科委員会に報告しなければならない。

① 論文審査要旨

② 最終試験の結果の要旨

(審査委員会の報告)

第18条 分科委員会は、審査委員会における論文審査結果についての報告を受け、学位授与の可否を審議し、研究科長が学長に内申する。

(審査委員会の解散)

第19条 審査委員会は、分科委員会において学位授与の可否を決した日をもって解散する。

第4章 その他

(学位記及び書類の様式)

第20条 学位申請関係書類は、学位規程に定めるもののほか、(様式A) から(様式H) によるものとする。

(所 管)

第21条 学位論文審査に関する事務は、教務課が行う。

附 則

1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

2 課程による者については、令和4年度4月入学者から適用する。

別表

区 分		審査料	印刷費
Ⅰ 学内関係者	① 大学院生	30,000円	20,000 円
	② 専任教職員	100,000円	
	③ 専修医, 専修指導医, 専修研究員, 研究医員, 研究員, ポスト・ドクト ラル・フェロー	200,000円	
	④ 客員研究員, リサーチアシスタント	200,000円	
Ⅱ 部外		1,050,000円	20,000 円
(内訳) 資格認定手数料		650,000円	
予備審査料		200,000円	
審査料		200,000円	

学位請求論文に関する要項

平成16年4月28日制定	平成26年12月10日改正
平成16年9月1日施行	平成27年4月1日施行
平成24年11月14日改正	令和4年3月22日改正
平成25年4月1日施行	令和4年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この要項は、日本大学学則、日本大学学位規程及び日本大学大学院医学研究科学位論文審査に関する内規（以下「論文審査に関する内規」という）に定める学位請求論文（以下「主論文」という）について必要な事項を定める。

(課程による者の主論文)

第2条 課程による者で学術雑誌に掲載された又は掲載が確約されている研究論文そのものを主論文とする場合は、次のとおりとする。

- ① 単著・共著の別を問わないが、原著論文でなければならない。
- ② 査読付きの学術雑誌に掲載されたものとする。
- ③ 次の全ての要件を満たすこととする。
 - (1) 学位申請者が、当該共同研究において主要な役割を努めていること
 - (2) 学位申請者が、共著論文の核心をなしていることが明確であること
 - (3) 学位申請者が、第一著者であること
 - (4) 主論文の内容に関して他の共著者又は共同研究者の承諾を得ていること
- ④ 「論文審査に関する内規」に定める書類の他に、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 共著者の承諾書
 - (2) 共著者の誓約書
- ⑤ 希望する者は、当該研究に係る参考論文を2編提出することができる。参考論文は、単著・共著の別を問わない。また、共著論文の場合は、学位申請者の著者順に関する定めは設けない。

(課程によらない者の主論文)

第3条 課程によらない者で学術雑誌に掲載された研究論文そのものを主論文とする場合は、次のとおりとする。

- ① 単著・共著の別を問わないが、原著論文でなければならない。
- ② Impact Factor 付きの学術雑誌に掲載されたものとする。
- ③ 学術雑誌に掲載された年から5年以内であるものとする。
- ④ 次の全ての要件を満たすこととする。
 - (1) 学位申請者が、当該共同研究において主要な役割を努めていること
 - (2) 学位申請者が、共著論文の核心をなしていることが明確であること
 - (3) 学位申請者が、第一著者であること
 - (4) 主論文の内容に関して他の共著者又は共同研究者の承諾を得ていること

- ⑤ 「論文審査に関する内規」に定める書類の他に，次の書類を提出しなければならない。
- (1) 共著者の承諾書
 - (2) 共著者の誓約書
- ⑥ 当該研究に係る参考論文を2編提出しなければならない。参考論文は，単著・共著の別を問わない。また，共著論文の場合は，学位申請者の著者順に関する定めは設けない。

附 則

- 1 この要項は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 課程による者については，令和4年度4月入学者から適用する。

部外論文の取扱いに関する要項

平成16年4月28日 制定

平成16年9月1日 施行

平成27年3月18日 制定

平成27年4月1日 施行

(目 的)

第1条 日本大学大学院医学研究科学位論文審査に関する内規（以下学位論文審査に関する内規という）第2条第3項第2号の定めによる、学位申請手続きについて定める。

2 論文提出による学位申請は、大学院に在籍しない本学教員及び本学特別研究員制度によるものを主体とし、本要項による学位申請は、可及的少数であるように運用する。

(学位申請資格)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者で、他大学、他研究機関等における研究歴が8年を経過し、本学大学院医学研究科分科委員会（以下分科委員会という）委員の推薦による者とする。

- ① 大学医学部、歯学部の卒業者
- ② 旧大学令による大学医学部、歯学部の卒業者
- ③ 旧専門学校令による医学、歯学専門学校の卒業者
- ④ その他日本大学大学院分科委員会（以下分科委員会という）で承認された者

(予備調査)

第3条 第2条の要件を満たす者は、次の各号に定める書類等を提出し、予備調査を願い出ることができる。

- ① 予備調査申請書
- ② 履歴書
- ③ 学歴を証明する書類
- ④ 研究歴を証明する書類
- ⑤ 研究業績（目録及び主要論文等）
- ⑥ 分科委員会委員の推薦書
- ⑦ 研究が行われた機関の長、または研究指導者の推薦書
- ⑧ 学位論文審査に関する内規に定める資格認定手数料

(予備調査委員の選任)

第4条 本取扱い要項に定める資格により、学位論文の審査の請求があった場合、研究科長は大学院医学研究科分科委員会の委員の中から4名選んで予備調査委員を委嘱し、予備調査に当たらせる。

(予備調査委員の職務)

第5条 予備調査委員会は、申請者の学歴、研究歴を含む経歴、人物について予備調査を行い、その学識について、大学院医学研究科を修了した者と同等以上であるかを確認する。

2 予備調査委員は書類審査、照会等の方法により調査を行う。

第6条 予備審査委員は、3ヶ月以内に調査を終了し、次の書類を研究科長に提出し、予備調査の結果を報告しなければならない。

① 論文予備調査報告書：予備審査請求の可否についての意見

② その他必要な資料

(予備調査委員の解職)

第7条 予備調査委員は前条に定める書類の提出をもって解散する。

(分科委員会報告)

第8条 予備調査報告を受けたのち、研究科長は予備審査結果を分科委員会に報告し、学位論文審査に関する内規第3条に定める予備審査申請書類の提出の可否を審議する。

(予備審査)

第9条 前条に定めるところにより、予備審査申請書類の提出を許可された者は、学位論文審査に関する内規の定める書類等の他に、学位論文審査に関する内規に定める予備審査手数料を納入し、予備審査を願い出ることができる。

(予備審査申請後の取扱い)

第10条 本要項に則り、行われた予備審査申請の以降の取扱いは、学位論文審査に関する内規第3条以降の定めに従い、手続きを行う。

附 則

本要項は、平成16年9月1日から施行する。

外国人留学研究員の学位申請取扱いに関する要項

平成16年4月28日制定

平成16年9月1日 施行

平成27年3月18日制定

平成27年4月1日 施行

(目 的)

第1条 本学において研究を行う外国人留学研究員の、日本大学大学院医学研究科学位論文審査に関する内規（以下学位論文審査に関する内規という）第2条第3項第2号の定めによる、学位申請手続きについて、定める。

2 論文提出による学位申請は、本学教授によるものを主体とし、本要項による学位申請は、可及的少数であるように運用する。

(外国人留学研究員)

第2条 本要項に定める外国人留学研究員とは、国費外国人留学生、本学医学部創立50周年記念基金招へい研究者、または本学医学部講座・教室等招へい研究生等の資格により、本学において研究指導を受けた者をいう。

(学位申請資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学及び他大学、他研究機関等における研究歴が8年を経過し、本学大学院医学研究科分科委員会（以下分科委員会という）委員の推薦による者とする。

- ① 外国における大学医学部、歯学部の卒業生
- ② その他日本大学大学院分科委員会（以下分科委員会という）で承認された者

(予備調査)

第4条 前条の要件を満たす者は、次の各号に定める書類等を提出し、予備調査を願い出ることができる。

- ① 予備調査申請書
- ② 履歴書
- ③ 学歴を証明する書類
- ④ 研究歴を証明する書類
- ⑤ 研究業績（目録及び主要論文等）
- ⑥ 分科委員会委員の推薦書
- ⑦ 研究が行われた機関の長、または研究指導者の推薦書
- ⑧ 学位論文審査に関する内規に定める資格認定手数料

(予備調査委員の選任)

第5条 本取扱い要項に定める資格により、学位論文の審査の請求があった場合、研究科長は大学院医学研究科分科委員会の委員の中から4名選んで予備調査委員を委嘱し、予備調査に当たらせる。

(予備調査委員の職務)

第6条 予備調査委員会は、申請者の学歴、研究歴を含む経歴、人物について予備調査を行い、その学識について、大学院医学研究科を修了した者と同等以上であるかを確認する。

2 予備調査委員は書類審査、照会等の方法により調査を行う。

第7条 予備審査委員は、3ヶ月以内に調査を終了し、次の書類を研究科長に提出し、予備調査の結果を報告しなければならない。

① 論文予備調査報告書：予備審査請求の可否についての意見

② その他必要な資料

(予備審査委員の解職)

第8条 予備調査委員は前条に定める書類の提出をもって解散する。

(分科委員会報告)

第9条 予備調査報告を受けたのち、研究科長は予備審査結果を分科委員会に報告し、日本大学大学院医学研究科学位論文審査に関する内規（以下学位論文審査に関する内規という）第3条に定める予備審査申請書類の提出の可否を審議する。

(予備審査)

第10条 前条に定めるところにより、予備審査申請書類の提出を許可された者は、学位論文審査に関する内規の定める書類等の他に、学位論文審査に関する内規に定める予備審査手数料を納入し、予備審査を願い出ることができる。

2 提出する主論文は、本学部教授の指導のもとに、本学部内で行われた研究成果を取り扱ったものに限る。

(予備審査申請後の取扱い)

第11条 本要項に則り行われた予備審査申請の以降の取扱いは、学位論文審査に関する内規の定めに従い、手続きを行う。

附 則

この要項は、平成16年9月1日から施行する。

日本大学大学院医学研究科学生に関する要項

昭和61年 9 月 24 日 制定	平成24年11月14日 改正
昭和62年 4 月 1 日 施行	平成25年 4 月 1 日 施行
平成16年 3 月 17 日 改正	令和 4 年 6 月 8 日 改正
平成16年 4 月 1 日 施行	令和 4 年 4 月 1 日 施行

(趣 旨)

第1条 この要項は、医学の研究者養成を主眼とし、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とした医学研究科学生に関する必要事項について、日本大学学則（以下「学則」という）に特に定めのないものについて定める。

(入学試験)

第2条 入学試験は、入学試験実施要項に基づき実施する。

2 入試区分の変更は、認めない。

(専攻科目の変更)

第3条 やむを得ない理由があるときは、指導教員の下承を得て、専攻科目の変更を申し出、研究科長の許可を受けなければならない。

(国外及び国内の留学)

第4条 学則第117条第8項により留学の許可を受けた者は、大学院医学研究科分科委員会（以下「分科委員会」という）の承認を得ることにより修業年限に算入することができる。

(短縮修了)

第5条 学則第106条第3項ただし書に定める大学院修了年限短縮の手続きは、次のとおりとする。

① 修業期間を短縮するためには、あらかじめ「予備審査委員会」を設置して、以下に示す要件のいずれかを満たすことが確認され、学位取得後においても研究に従事し、医学研究の発展に寄与できることが明確であると判断された場合、分科委員会の審議を経て、3年修了を認めるものとする。

(1) 提出される主論文及び筆頭著者の参考論文が査読付き主要国際誌に掲載されており、掲載雑誌の impact factor（以下「IF」という）が、主論文及び参考論文を合わせて5以上、あるいは主論文掲載雑誌の IF が各研究領域別 IF ランキングで上位3誌以内の雑誌（ただし、 $IF \geq 1.000$ 以上）であること。ただし、主論文及び参考論文は、在学期間中に指導教員によって指導を受けた研究に基づくものでなければならない。

(2) 主論文が、日本医学会の分科会又は国際学会で発表され、その学会の定めた賞を受賞するなど、その内容が著しく優れていることが認められた場合であること。ただし、参考論文が査読付き主要国際誌に掲載されていることを要する。

② 前号に定める主論文、参考論文については、原則として公表されていることとする。

(学位論文審査)

第6条 学位論文審査については、別に定める日本大学大学院医学研究科学位論文審査に関する内規による。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

日本大学大学院医学研究科における学位論文審査基準

日本大学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という）における学位論文審査基準については、日本大学大学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び医学研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、並びに医学研究科の「学位請求論文に関する要項」に基づき、以下の基準により厳正かつ公正に評価する。

- 1 研究倫理及びコンプライアンスを遵守していること。
- 2 目的・背景が明確であること。
- 3 学位申請者が主体的に実行した計画・方法が適切であり、正確且つ具体的に記載されていること。
- 4 客観的なデータを正しく分析し、詳細に記載していること。
- 5 研究結果を実証的かつ論理的に解釈し、深く考察していること。
- 6 高度な専門性と深い学識の裏付けのもとに、論旨に一貫性のある結論を導いていること。
- 7 先行研究の評価を行った上で実験、臨床解析などの事実調査に基づき、適切に文献を引用しており、学術論文としての形式が整っていること。
- 8 研究内容は、医学分野において独創性と新規性を有し、学術的価値及び社会への貢献度が高く、国際的な評価に耐え得る水準であること。また、論文の重要性を自己評価し、その限界について明らかにすること。
- 9 プレゼンテーションを明確かつ論理的に適切な表現で行えること。
- 10 質疑応答に際しては、高度の専門性と深い学識に基づき、論文の主要理論を的確に説明できること。